景観形成地区基準

- (9)原町4丁目・岸部北2丁目地区
- (ウ) 低層住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準					ク	備考
1.全体計画						
(1)周辺環境と調和した意匠とする。						
(2)生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。						
(3)潤いのある空間の創出を図る。						
2.屋根の形態意匠及び素材						
(1) 勾配屋根を基本とする。						
(2)周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。						
(3)色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。						
	色相	明度	彩度	7		
	無彩色	5.0以下	_	1 I		
	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以下	6.0以下	1		
	その他の色	3.0以下	3.0以下	1		
			•	_		
(4)質感、素材感	惑のある素材とする。					
(5)光沢のない素	表材を使用する。					

景観形成地区基準

- (9)原町4丁目・岸部北2丁目地区
- (ウ) 低層住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準					ク	備考
3.外壁の形	3.外壁の形態意匠及び素材					
(1)周	(1)周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。					
(2)色	(2)色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。					
(3)ア	(3)アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。					
	色 相	明度	彩度			
	無彩色	8.0以下	_			
	R(赤) • YR(黄赤) • Y(黄)	8.5以下	3.0未満			
	その他の色彩	7.0以下	2.0以下			
(4)道	路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸によ					
(5)質	(5)質感、素材感のある素材とする。					
4.敷際	4.敷際					
(1)開	(1)開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。					
	(2)かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な高さ1.2mまでの構造とし、色は黒又は茶系を基本とする。					
(3)積	(3)積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用する。					
(4)駐	(4)駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。					
(5)隣	(5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。					

b.工作物

景観形成地区基準			備考
1.	1.擁壁		
	(1)周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。		
	(2)垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。		